

令和4年1月12日

保護者 様

墨田区教育委員会
墨田区立緑小学校

「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」について

日頃より、本区の学校教育に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、都内においても新たな変異株であるオミクロン株により、かつてないスピードで感染が拡大しています。この状況を踏まえ、東京都は、令和4年1月7日に東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、令和4年1月11日から1月31日を期間とする「オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応」を決定し、オミクロン株による感染拡大を警戒すべき期間として対応することとしました。

区立幼稚園及び小・中学校においては、感染の発生や感染の再拡大のリスクを低減するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底するとともに、幼児・児童・生徒一人一人が感染症対策を一層徹底するよう指導しながら、下記のとおり、学校運営を行うこととします。保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策の一層の徹底をお願いします。

つきましては、区立幼稚園及び小・中学校での感染症対策について、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。ただし、今後の感染状況により、変更となる場合があります。

記

1 学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続します。

2 児童・生徒等に対する指導

(1) 学習活動について

- 飛沫感染の可能性が高い学習活動は、感染症対策を徹底したうえで、内容や方法を工夫して実施します。

(2) 学校行事について

- 日帰りの校外学習は、移動手段、活動内容等について、感染リスク等を踏まえ、感染症防止対策の工夫を行ったうえで実施します。
- 宿泊行事は、これまで行ってきた本人・家族の健康管理をはじめ移動手段や宿泊施設での感染防止対策を、今後も継続しながら実施していきます。なお、参加予定者に、任意で事前の抗原検査を実施しますので、御協力をお願いします。
- 原則、複数学年が同一会場に集まる活動は行いません。
- 飲食を伴う学校行事は行いません（お弁当や給食は除く）。

(3) 部活動について

- 感染症防止対策を講じ、生徒の安全を最優先にしたうえで、全ての部活動の実施を

可とします。感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施します。ただし、接触を伴う活動など、可能な限り感染症対策を講じてもお生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控えます。

- 運動部の大会等や文化部のコンクール等につながる大会（以下「大会等」という。）に参加する場合、学校からの通知を受け、参加する本人・保護者の同意書及び出場する大会等の14日前から大会等終了までお子様の健康観察表を提出してください。なお、大会等参加中は、学校と保護者等との連絡が直ちに行えるよう緊急連絡先を学校に伝えてください。
- 大会等参加に伴う練習試合や合同練習は、都県をまたがない範囲に限り可能とします。その際、お子様の健康観察を行うとともに、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にするなどの感染症対策を徹底したうえで実施します。

(4) 児童・生徒等への個別の配慮

- 感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、オンライン等を活用して健康観察や連絡、学校が準備した授業内容や課題の配信など様々な工夫を行い、オンライン環境とオフラインを組み合わせることで個別に対応します。
- Wi-Fi環境がない家庭について
 - ・ 準要保護世帯は「家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出」事業を活用できます。
 - ・ 準要保護以外の世帯についても、お手持ちの機器の故障等の場合に一時的に貸出をできる場合がありますので、学校に相談してください。
- 新型コロナウイルスワクチンに関する正しい知識の啓発について児童・生徒が感染症の予防やワクチンについて正しい知識を身に付けられるよう指導します。指導に当たっては、ワクチン接種は任意であり強制ではないこと、周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できない人や接種を望まない人もおり、その判断は尊重されるべきであることを併せて指導します。各御家庭でも人権尊重と個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

3 家庭での感染症対策について

ウイルスを家庭に持ち込まない行動を意識し、各家庭におかれましても、以下のような感染症対策に御協力をお願いします。

- 外出については、少人数で行い、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える。
- マスクの正しい着用、3密の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- 毎朝の検温と健康観察表の記入（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養させる）、お子様の健康管理
- 十分な換気、手が触れる場所の消毒

4 お子様の登校自粛等の判断について

- (1) お子様や同居の家族が体調不良¹の場合は、医療機関を受診し、症状が軽快²するまで

お子様の登校を控えてください。この場合、「欠席」扱いとはしません。

ただし、同居の家族の体調不良がワクチン接種後の副反応によることが明らかな場合には、お子様が登校を控える必要はありません（登校できます）。

- 1 体調不良の症状（例）…発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、嗅覚障害、味覚障害
- 2 症状軽快の目安…解熱剤を使用せずに解熱しており、症状が改善傾向であること。
- (2) お子様がPCR検査・抗原検査を受けることになった場合は、お子様の登校は控えてください。「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「症状の有無」を学校に連絡してください。この場合も、「欠席」扱いとはしません。検査結果が出ましたら、御連絡願います。また、保健所から濃厚接触者として自宅待機の要請が出た場合も「欠席」扱いとはしません。
- (3) お子様在学校登校日にワクチン接種を受けるために登校できなかった場合には、「欠席」扱いとはしません。その旨を学校に御連絡願います。
- (4) お子様はワクチン接種を受けた結果、副反応による発熱等の体調不良で登校できなかった場合は、「欠席」扱いとはしません。
- (5) 登校する際は、お子様に健康観察表、マスク、ティッシュ、ハンカチを持参させてください。
- (6) 登校時に健康観察表でお子様の健康状態を確認します。必ず記入の上、持参させてください。登校の際、健康観察表を忘れてたり、記入漏れがないよう確認してください。
- (7) 登校後に発熱等の症状が見られる場合は、保護者に御連絡しますので、お迎えをお願いいたします。
- (8) 教室は適切に換気し、多数の手が触れる場所は、毎日消毒を行っています。
- (9) 手洗い、マスクの正しい着用を徹底します。
- (10) 屋外で人と十分な距離が確保できる場合等は、国のガイドラインに従って、マスクを外すなど、活動の状況や児童生徒等の様子なども踏まえ対応します。
- (11) 感染状況を考慮して、学校から各家庭へ感染拡大を防止するため、状況に応じて臨時休業（学級閉鎖）の判断を行います。

5 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受ける場合のお子様の登校について

- (1) 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受けることになった場合にも、「検査対象者」、「検査理由」、「検査日」、「検査機関」、「お子様の症状の有無」を必ず学校に御連絡ください。また、検査結果も御連絡願います。
- (2) 同居家族等がPCR検査・抗原検査を受ける場合の児童・生徒等の登校の取り扱いについて、次のとおりとします。

同居家族等が受検するPCR検査・抗原検査の事例	児童・生徒等の登校の可否
① コロナを疑う症状があるために行う場合	検査結果が出るまでは登校を控えてください。
② 濃厚接触者となり検査を行う場合	
①②以外の理由で行う場合 (例) ・同居家族が通う施設（学校・勤務先等）において、陽性者が発生し、施設内の感染拡大予防のために濃厚接触者に該当しない集団に対して行う場合	登校可とします。 登校を控える際は、「欠席」扱いになりません。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・施設内の感染拡大予防を目的に定期的に行う場合・国内移動、海外渡航前に行う場合・医療機関が手術・治療等の前に行う場合 | |
|--|--|

【連絡先】

墨田区立緑小学校 副校長 宮崎路子

電話 3634-6876 平日 午前8時15分から午後4時45分まで

【お問い合わせ】

○教育活動について

教育委員会事務局指導室 03-5608-6307

○宿泊行事について

教育委員会事務局学務課事務担当 03-5608-6303

○感染症対策について

教育委員会事務局学務課給食保健・就学相談担当 03-5608-6305